

○国土交通省告示第五百四十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和七年国土交通省令第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等々の一部を改正する告示

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等の一部改正）

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等（平成二十九年国土交通省告示第九百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則<u>第三条第十二号</u>の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三条第十二号</u>の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を指定する。 二 <u>規則第三条第十二号</u>の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月三十一日までの期間とする。 三 <u>規則第三条第十二号</u>の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。 イゝハ （略）	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則<u>第三条第十号</u>の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三条第十号</u>の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を指定する。 二 <u>規則第三条第十号</u>の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月三十一日までの期間とする。 三 <u>規則第三条第十号</u>の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。 イゝハ （略）

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準の一部改正）

第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準（平成二十九年国土交通省告示第九百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十条第四号及び第十一条第二号ロの国土交通大臣が定める基準 (定義) 第一条 (略) 2 この告示において「ひとり親世帯」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。次項において「法」という。)第二条第一項第五号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。 3 この告示において「ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅」とは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であつて、法第九条第一項第六号に規定する範囲にひとり親世帯を含むものをいう。 4 (略) (共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準) 第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十条第四号及び第十一条第二号ロの国土交通大臣が定める基準のうち共同居住型賃貸住宅(ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積(収納設備が備えられている場合にあつては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては当該設備の床面積を除く。)が九平方メートル以上であること。 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準 (定義) 第一条 (略) 2 この告示において「ひとり親世帯」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第五号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。 3 この告示において「ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅」とは、法第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であつて、法第九条第一項第六号に規定する範囲にひとり親世帯を含むものをいう。 4 (略) (共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準) 第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準のうち共同居住型賃貸住宅(ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積(収納設備が備えられている場合にあつては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては、当該設備の床面積を除く。)が九平方メートル以上であること。 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において単に「共用

「という。」に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。

イート（略）

五（略）

（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準）

第三条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十条第四号及び第十一条第二号の国土交通大臣が定める基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。次号において同じ。）である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。

三（略）

四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、前条第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部

部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。

イート（略）

五（略）

（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準）

第三条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号の国土交通大臣が定める基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。第三号において同じ。）である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。

三（略）

四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、前条第一項第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつて

分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

五
（略）

は、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

五
（略）

（平成二十三年国土交通省告示第千十五号の一部改正）

第三条 平成二十三年国土交通省告示第千十五号（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十六条の規定に基づく国土交通大臣が定める高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人等が講ずべき措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条の規定に基づく国土交通大臣が定める終身賃貸事業者が講ずべき措置 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。 一〓四（略）
改正前	（新設） 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十六条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。 一〓四（略）

（マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部改正）

第四条 マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成二十六年国土交通省告示第千百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項 1・2 (略) 3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項 イ・ロ (略) ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。
改正前	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項 1・2 (略) 3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項 イ・ロ (略) ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。